

婚姻届を出される方へ

(各種手続きのご案内)



ご結婚おめでとうございます。
婚姻届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当する
ものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。
なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の
手続事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

個人番号カード・住民基本台帳カード

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担 当	確認欄
1 個人番号カード ／住民基本台帳 カードを持って いる方	・名字が変わる方は、新しい名字を記載しま すので、カードをお持ちください。	・個人番号カード ・住民基本台帳カード	住民課 戸籍係	

移住定住

2	結婚新生活支援 補助金助成対象 の方	・交付申請書を提出してください。 (所得制限がありますので担当へご相談くださ い)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・所得証明書 ・貸与型奨学金の返還額がわかる資料 ・住宅を購入または貸借した場合は その契約書 ・引っ越し費用が掛かった場合はそ の領収書 ・住宅リフォーム費用が掛かった場 合はその領収書 ・戸籍全部事項証明書	企画課 まちづくり係	
3	新婚世帯・子育 て支援家賃助成 対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合は その交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸 借契約書	建設課 住宅係	
4	新婚世帯・子育 て支援引越費用 助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合は その交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・移転料がある場合は証 明書	建設課 住宅係	
5	町内就業者定住 促進家賃助成対 象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合は その交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・源泉徴収票など ・民間賃貸住宅の場合は 賃貸借契約書	建設課 住宅係	
6	結婚祝金交付対 象の方 (婚姻時に夫婦 の年齢が満80 歳未満)	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書	企画課 まちづくり係	